

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年4月9日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2020年10月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

##### （1）ファンドの目的及び基本的性格

###### <更新後>

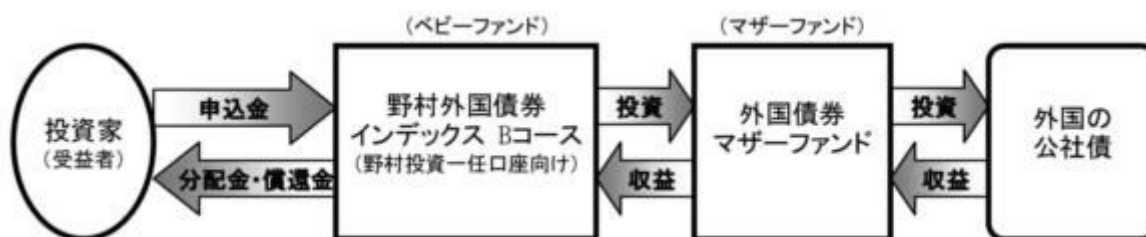
当ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

外国の公社債を実質的な主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

ファンドは、「外国債券マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。なお、マザーファンドに代えて、マザーファンドの対象指数に連動する投資成果を目指して運用を行なう上場投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。

###### 《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「外国債券マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



\* マザーファンドに代えて、ETFに直接投資する場合があります。

マザーファンドの運用の方針等については、「第1ファンドの状況 2 投資方針(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

ファンドは、マザーファンドのほかに、直接公社債等に投資する場合があります。

#### 信託金の限度額

受益権の信託金限度額は2兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

###### <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

## (野村外国債券インデックス Bコース (野村投資一任口座向け))

## 《商品分類表》

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単字型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	特殊型
	内外	その他資産 ( )	
		資産複合	

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			
	年2回	日本			日経225
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX
	年12回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (FTSE世界国債 インデックス (除く日本))
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))		アフリカ			
		中近東 (中東)			
資産複合 ( )		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券)）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## (3) ファンドの仕組み

< 更新後 >

委託会社の概況(2021年2月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

## ・資本金の額

17,180百万円

## ・会社の沿革

1959年12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に変更

## ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

## 2 投資方針

## (2) 投資対象

## &lt;更新後&gt;

外国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。また、マザーファンドに代えて、マザーファンドの対象指数に連動する投資成果を目指して運用を行なう上場投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。

## 投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 および 」に定めるものに限りません。）に係る権利
  - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

## 有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券

5. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま  
す。）の行使により取得した株券  
    転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号  
    の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそ  
    れぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商  
    法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）を  
    いいます。
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するも  
    の
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをい  
    います。）
9. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定め  
    るものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいま  
    す。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の  
    受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受  
    益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を  
有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第  
4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号および第9号の証券ならびに第11  
号の証券または証書のうち第8号および第9号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」とい  
います。

#### 金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみ  
なされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

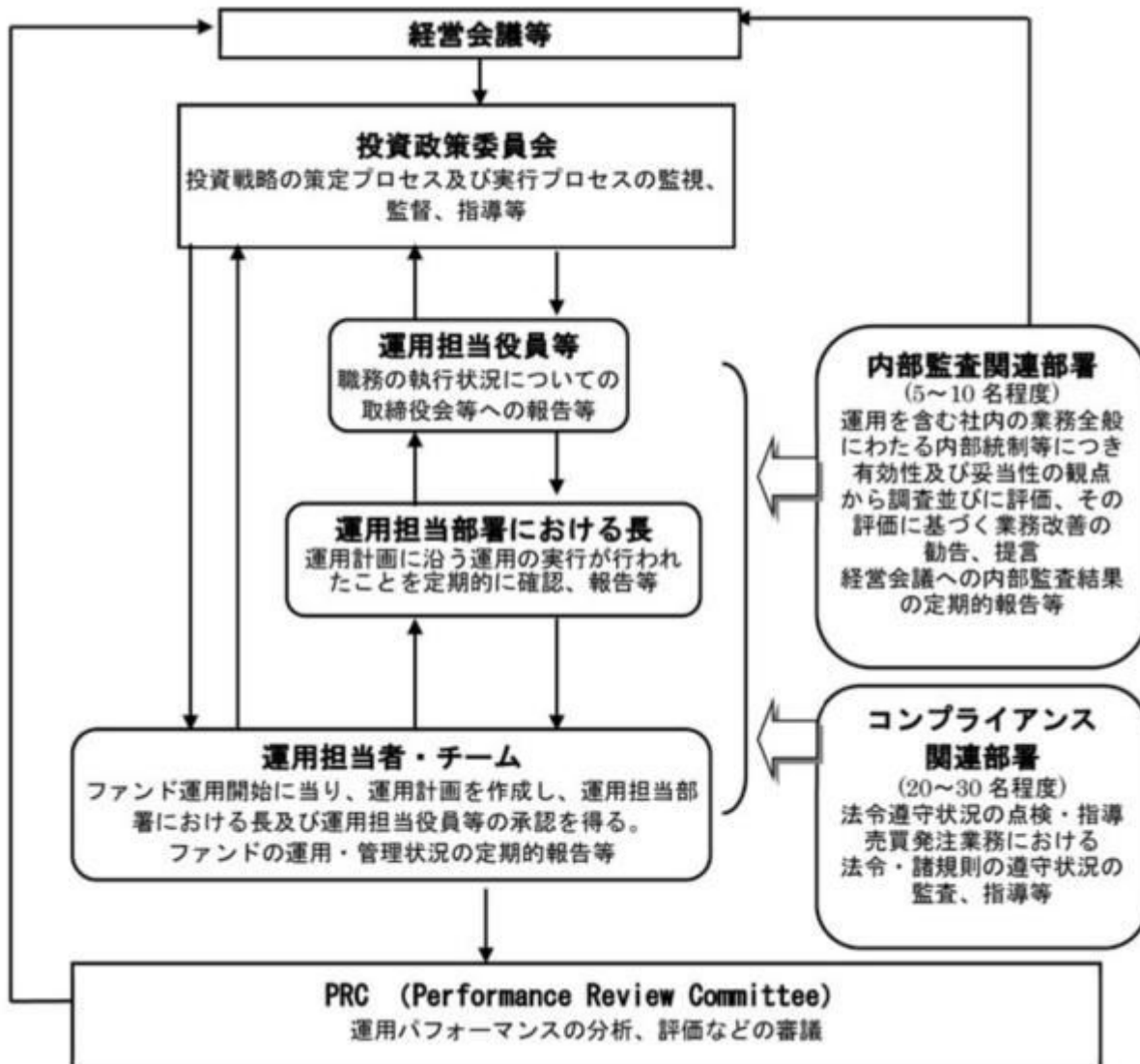
#### その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

## ( 3 ) 運用体制

&lt; 更新後 &gt;

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

## ( 4 ) 分配方針

&lt; 訂正前 &gt;

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ファンドの決算日

原則として**毎月17日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### 分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されます\*が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\* なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

#### 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

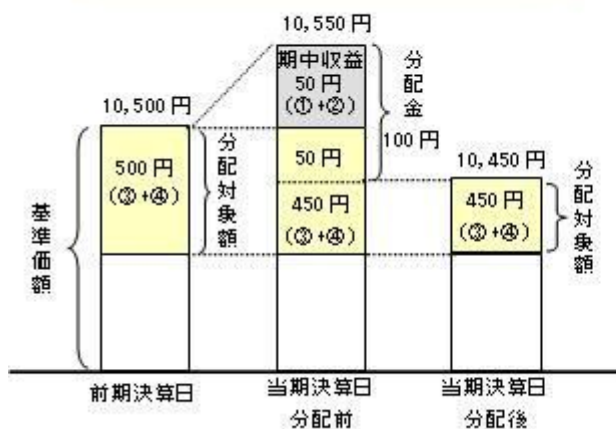
・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

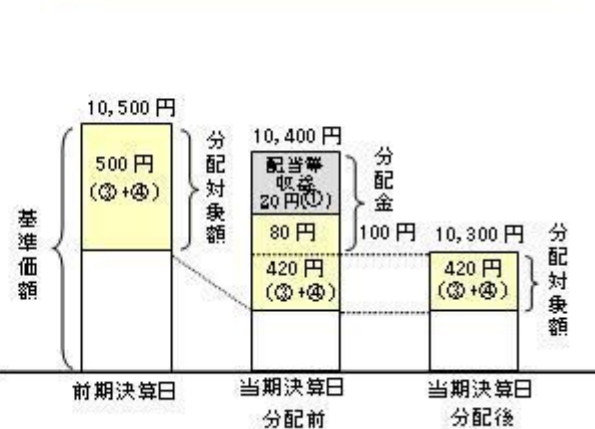
分配対象額とは、 経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。



## 前期決算から基準価額が上昇した場合



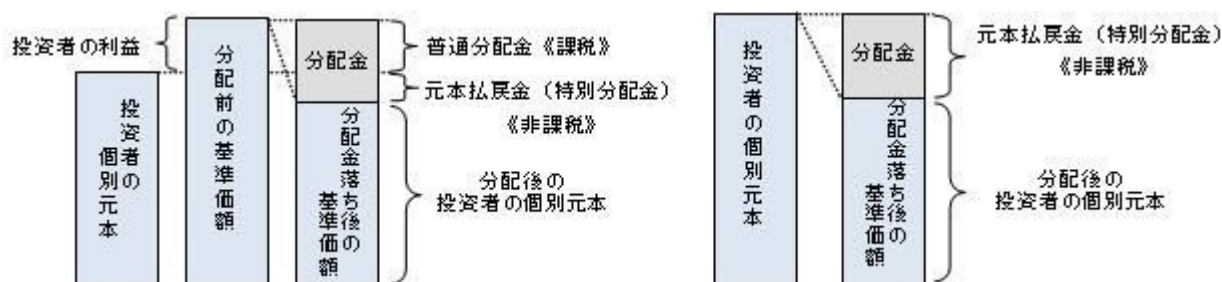
## 前期決算から基準価額が下落した場合



投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）となります。



投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。  
上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

## &lt; 訂正後 &gt;

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を

控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ファンドの決算日

原則として**毎月17日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### 分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されます<sup>\*</sup>が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\* なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

## ◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

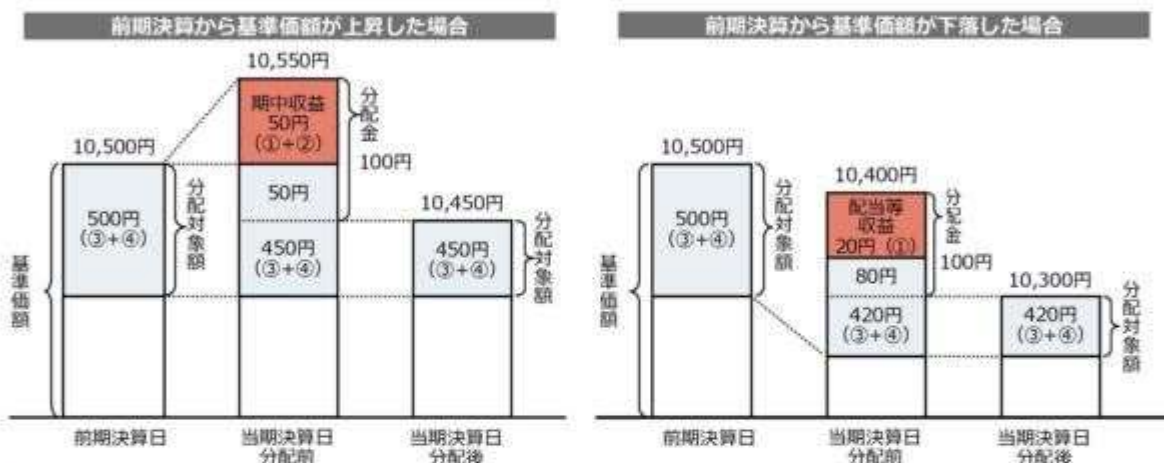


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

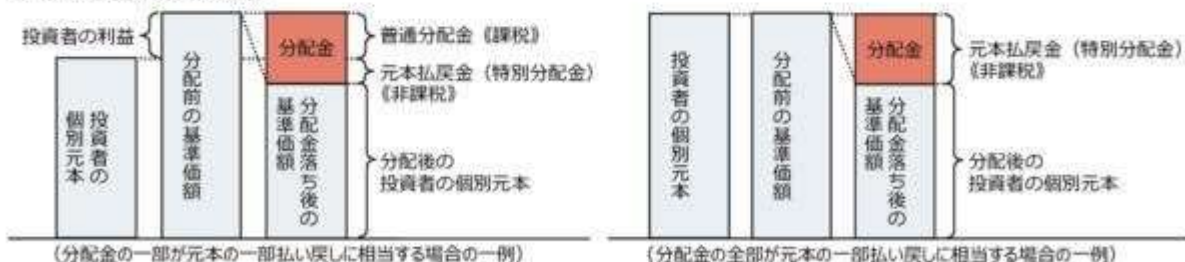
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金 (特別分配金) となります。

●投資者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金 (特別分配金) を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

## （５）投資制限

### <訂正前>

#### 株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

#### 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファ

ンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみな

した額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

#### 投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

#### 投資する株式の範囲(約款第19条)

- ( )委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( )上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 公社債の借入れ(約款第25条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供

の指図を行なうものとします。

- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第27条)

- ( )委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ( )委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第34条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

(参考)マザーファンドの概要

（外国債券マザーファンド）  
運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

< 訂正後 >

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。



## (運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

## 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象

とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- ( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( ) 上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

## 投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 投資する株式の範囲(約款第19条)

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

## 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( ) 上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

## 公社債の借入れ(約款第25条)

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( ) 上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( ) 上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

## 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## 外国為替予約の指図(約款第27条)

- ( ) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち

信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ( )委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 資金の借入れ(約款第34条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

#### (参考)マザーファンドの概要

#### （外国債券マザーファンド） 運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

##### 1．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

##### 2．運用方法

###### (1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

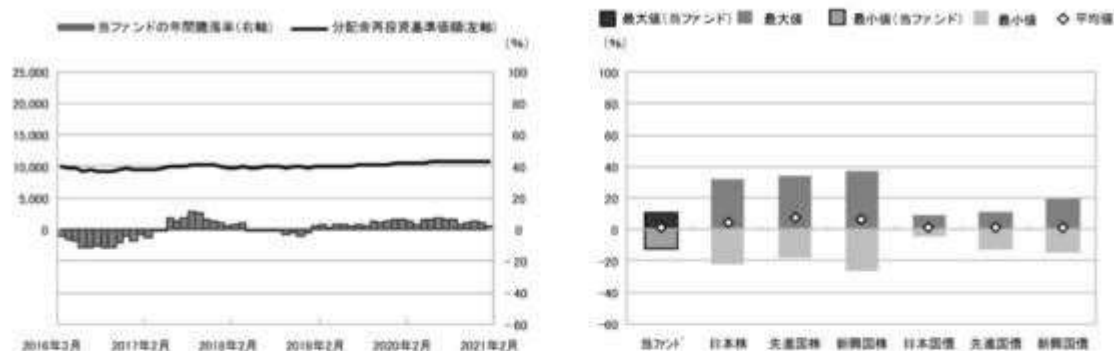
## 3 投資リスク

<更新後>

## リスクの定量的比較

(2016年3月末～2021年2月末:月次)

## 〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	11.0	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値(%)	△ 11.9	△ 22.0	△ 17.5	△ 26.3	△ 4.0	△ 12.3	△ 15.0
平均値(%)	0.9	4.4	7.8	6.4	1.2	1.2	1.5

- ＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年3月末を10,000として指数化しております。
- ＊年間騰落率は、2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- ＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ＊2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ＊決算日に対応した数値とは異なります。
- ＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株:MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

## ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてはここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPMC)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての奨励、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, N.A. JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

## 4 手数料等及び税金

## (3) 信託報酬等

## &lt;更新後&gt;

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率	年0.33%（税抜年0.30%）以内 （2021年4月9日現在 年0.33%（税抜年0.30%））
-------	---

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）および役務の内容	
<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.22%以内 （2021年4月9日現在年0.22%）
<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.05%
<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%

\* ファンドがETFに投資する場合は、上記の信託報酬に加え、投資するETFに関連する費用がかかりますが投資するETFとその比率があらかじめ定まっていなかったため記載することができません。

なお、当該費用のうち委託会社が収受する分に関しては、信託報酬の調整を行いません。

## 信託報酬率の調整について

信託報酬率の調整は以下の計算方法をもって行いません。信託報酬率は毎月1回計算し、当月の第5営業日目を以降で前日が営業日となる最初の営業日（「適用開始営業日」といいます。）から翌月の適用開始営業日の前日まで適用することとします。

信託報酬率=年0.30%（税抜）- 対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合

なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託会社が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年0.30%（税抜）以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

- ・対象ETFは、ファンドが投資するETFのうち、ファンドの委託会社が設定したETFとし、マザーファンドに代えて投資するものをいいます。
- ・対象ETFの委託会社報酬率は、原則として、目論見書その他公表資料で開示されている当該各月の前月最終営業日時点の対象ETFの信託報酬率（税抜の年率値）のうち、純資産総額に応じて一定の率で委託会社が受取る部分（税抜の年率値）をいいます。
- ・対象ETFの投資割合は、当該各月の前月における対象ETFの投資割合の平均値とします。
- ・複数の対象ETFに投資する場合の「対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合」は、各対象ETFについて算出した「当該各対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×当該各対象ETFの投資割合」を

合計した値とします。

## （５）課税上の取扱い

### < 更新後 >

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

#### < 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

#### < 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>（注2）</sup>	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定公社債<sup>（注1）</sup>の利子</li> <li>・ 公募公社債投資信託の収益分配金</li> </ul>	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡益</li> <li>・ 譲渡損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株式の配当</li> <li>・ 公募株式投資信託の収益分配金</li> </ul>

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]



換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

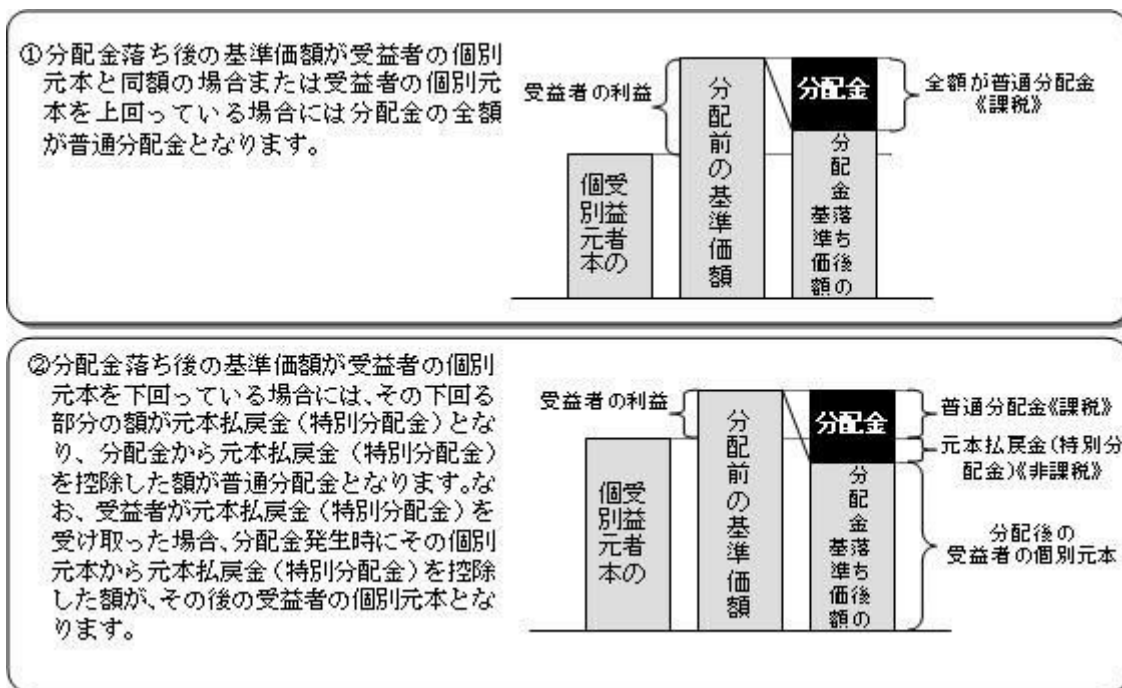
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2021年2月末現在）が変更になる場合があります。

## 5 運用状況

以下は2021年2月26日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ( 1 ) 投資状況

## 野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	199,651,648,962	99.98
現金・預金・その他資産（負債控除後）		20,067,081	0.01
合計（純資産総額）		199,671,716,043	100.00

## ( 参考 ) 外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	242,126,279,688	42.69
	カナダ	11,121,838,749	1.96
	メキシコ	4,409,224,785	0.77
	ドイツ	39,349,278,197	6.93
	イタリア	57,628,986,667	10.16
	フランス	57,898,936,088	10.20
	オランダ	9,152,821,032	1.61
	スペイン	37,289,130,761	6.57
	ベルギー	13,789,149,248	2.43
	オーストリア	8,145,436,112	1.43
	フィンランド	2,706,952,949	0.47
	アイルランド	7,762,911,725	1.36
	イギリス	37,530,006,456	6.61
	スウェーデン	1,894,264,008	0.33
	ノルウェー	1,299,355,898	0.22
	デンマーク	2,883,869,614	0.50
	ポーランド	3,678,780,337	0.64
	オーストラリア	15,481,160,050	2.72
	シンガポール	2,447,079,113	0.43
マレーシア	2,822,841,386	0.49	
イスラエル	2,494,412,692	0.43	
	小計	561,912,715,555	99.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）		5,204,407,679	0.91
合計（純資産総額）		567,117,123,234	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## 野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	81,258,302,386	2.4834	201,796,868,146	2.4570	199,651,648,962	99.98

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.98
合 計	99.98

## （参考）外国債券マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （%）	償還期限	投資 比率 （%）
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	75,600,000	10,949.03	8,277,472,908	10,907.22	8,245,863,281	1.5	2023/2/28	1.45
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	50,700,000	14,014.03	7,105,115,469	13,350.97	6,768,945,117	6	2026/2/15	1.19
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	48,000,000	14,735.81	7,073,190,000	13,768.50	6,608,882,430	5.25	2028/11/15	1.16
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	44,700,000	15,617.49	6,981,021,860	14,518.06	6,489,575,446	5.375	2031/2/15	1.14
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	46,200,000	14,843.45	6,857,676,903	13,884.71	6,414,738,792	5.5	2028/8/15	1.13
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,600,000	11,691.62	5,915,961,267	11,378.71	5,757,627,734	2.25	2025/11/15	1.01
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,500,000	13,196.16	6,796,025,522	11,086.52	5,709,559,570	2.5	2046/2/15	1.00
8	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	27,800,000	20,144.81	5,600,259,126	20,383.74	5,666,680,971	5.75	2032/7/30	0.99
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,900,000	11,068.18	5,633,704,575	10,947.90	5,572,481,164	1.75	2023/1/31	0.98
10	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	29,900,000	16,793.30	5,021,198,958	17,966.05	5,371,850,894	5.25	2029/11/1	0.94
11	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34,100,000	15,889.97	5,418,479,855	15,568.38	5,308,819,882	3.5	2026/4/25	0.93
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,100,000	11,468.60	5,401,714,198	11,265.82	5,306,201,367	2.75	2023/7/31	0.93
13	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	25,550,000	20,844.81	5,325,848,955	20,607.63	5,265,251,749	3.25	2045/5/25	0.92
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	45,100,000	11,560.49	5,213,784,259	11,342.18	5,115,326,562	2.375	2024/8/15	0.90
15	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	27,000,000	19,442.47	5,249,467,837	18,930.03	5,111,108,667	5.5	2029/4/25	0.90
16	イギリス	国債証券	UK TSY 3 1/4% 2044	25,000,000	23,645.44	5,911,360,000	20,413.71	5,103,428,352	3.25	2044/1/22	0.89
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	42,600,000	11,556.34	4,923,003,875	11,333.88	4,828,235,516	2.75	2023/11/15	0.85

18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	43,000,000	11,394.48	4,899,627,099	11,204.39	4,817,889,420	2.25	2023/12/31	0.84
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	40,600,000	12,423.65	5,044,002,036	11,852.68	4,812,190,009	2.875	2028/5/15	0.84
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	42,700,000	11,470.01	4,897,698,113	11,249.21	4,803,416,406	2.125	2024/9/30	0.84
21	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	33,660,000	14,406.87	4,849,353,827	14,154.84	4,764,519,144	5.5	2022/11/1	0.84
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	38,800,000	12,716.79	4,934,117,187	12,199.24	4,733,306,090	6.25	2023/8/15	0.83
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	39,900,000	13,125.46	5,237,058,765	11,105.61	4,431,140,161	2.5	2045/2/15	0.78
24	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	20,400,000	21,933.00	4,474,333,198	21,403.21	4,366,256,035	5.75	2032/10/25	0.76
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	38,000,000	11,983.00	4,553,542,969	11,480.80	4,362,707,705	2.375	2027/5/15	0.76
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	35,100,000	14,246.00	5,000,346,000	12,109.17	4,250,322,070	3	2044/11/15	0.74
27	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	22,500,000	17,531.56	3,944,602,621	18,079.70	4,067,934,413	6.5	2027/11/1	0.71
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	34,500,000	11,950.77	4,123,018,819	11,623.58	4,010,136,200	2.875	2025/4/30	0.70
29	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	20,400,000	17,889.36	3,649,430,295	19,296.30	3,936,445,506	5	2034/8/1	0.69
30	イギリス	国債証券	UK TREASURY	18,440,000	24,864.60	4,585,033,951	21,335.68	3,934,300,336	3.5	2045/1/22	0.69

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	99.08
合 計	99.08

## 投資不動産物件

## 野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

該当事項はありません。

## （参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

## 野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

該当事項はありません。

## （参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

## （３）運用実績

## 純資産の推移

## 野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

2021年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第7特定期間 (2011年 7月20日)	2,466	2,473	0.7187	0.7207
第8特定期間 (2012年 1月20日)	2,688	2,696	0.6920	0.6940
第9特定期間 (2012年 7月20日)	3,092	3,101	0.7053	0.7073
第10特定期間 (2013年 1月21日)	4,285	4,295	0.8326	0.8346
第11特定期間 (2013年 7月22日)	5,980	5,994	0.8997	0.9017
第12特定期間 (2014年 1月20日)	13,468	13,497	0.9447	0.9467
第13特定期間 (2014年 7月22日)	47,677	47,777	0.9530	0.9550
第14特定期間 (2015年 1月20日)	179,333	179,842	1.0563	1.0593
第15特定期間 (2015年 7月21日)	317,765	318,527	1.0426	1.0451
第16特定期間 (2016年 1月20日)	391,897	392,895	0.9814	0.9839
第17特定期間 (2016年 7月19日)	395,190	396,052	0.9174	0.9194
第18特定期間 (2017年 1月17日)	406,523	407,410	0.9170	0.9190
第19特定期間 (2017年 7月18日)	415,829	416,717	0.9367	0.9387
第20特定期間 (2018年 1月17日)	374,257	375,049	0.9449	0.9469
第21特定期間 (2018年 7月17日)	349,289	350,044	0.9252	0.9272
第22特定期間 (2019年 1月17日)	318,970	319,694	0.8808	0.8828
第23特定期間 (2019年 7月17日)	306,166	306,846	0.9008	0.9028
第24特定期間 (2020年 1月17日)	280,958	281,506	0.9239	0.9257
第25特定期間 (2020年 7月17日)	249,088	249,565	0.9408	0.9426
第26特定期間 (2021年 1月18日)	214,702	215,118	0.9302	0.9320
2020年 2月末日	267,304		0.9332	
3月末日	257,587		0.9321	
4月末日	250,311		0.9125	
5月末日	249,641		0.9237	
6月末日	250,219		0.9365	
7月末日	248,709		0.9440	
8月末日	242,642		0.9410	
9月末日	240,864		0.9435	
10月末日	234,053		0.9274	
11月末日	220,259		0.9351	
12月末日	218,123		0.9410	
2021年 1月末日	215,191		0.9376	

2月末日	199,671		0.9272
------	---------	--	--------

## 分配の推移

## 野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第7特定期間	2011年 1月21日～2011年 7月20日	0.0120円
第8特定期間	2011年 7月21日～2012年 1月20日	0.0120円
第9特定期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	0.0120円
第10特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	0.0120円
第11特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	0.0120円
第12特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	0.0120円
第13特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	0.0120円
第14特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	0.0145円
第15特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.0165円
第16特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0150円
第17特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月19日	0.0130円
第18特定期間	2016年 7月20日～2017年 1月17日	0.0120円
第19特定期間	2017年 1月18日～2017年 7月18日	0.0120円
第20特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月17日	0.0120円
第21特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	0.0120円
第22特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	0.0120円
第23特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	0.0120円
第24特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	0.0110円
第25特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	0.0108円
第26特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	0.0108円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

## 収益率の推移

## 野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	収益率
第7特定期間	2011年 1月21日～2011年 7月20日	1.1%
第8特定期間	2011年 7月21日～2012年 1月20日	2.0%
第9特定期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	3.7%
第10特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	19.8%
第11特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	9.5%
第12特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	6.3%
第13特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	2.1%

第14特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	12.4%
第15特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.3%
第16特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	4.4%
第17特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月19日	5.2%
第18特定期間	2016年 7月20日～2017年 1月17日	1.3%
第19特定期間	2017年 1月18日～2017年 7月18日	3.5%
第20特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月17日	2.2%
第21特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	0.8%
第22特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	3.5%
第23特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	3.6%
第24特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	3.8%
第25特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	3.0%
第26特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	0.0%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### （４）設定及び解約の実績

##### 野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第7特定期間	2011年 1月21日～2011年 7月20日	1,973,250,644	254,222,186	3,431,612,509
第8特定期間	2011年 7月21日～2012年 1月20日	862,680,420	409,053,979	3,885,238,950
第9特定期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	1,029,396,734	529,970,559	4,384,665,125
第10特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	1,256,673,147	493,788,588	5,147,549,684
第11特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	2,229,624,719	729,559,333	6,647,615,070
第12特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	8,325,136,721	715,695,662	14,257,056,129
第13特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	36,833,748,161	1,064,461,943	50,026,342,347
第14特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	127,461,186,170	7,710,520,668	169,777,007,849
第15特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	152,893,558,273	17,892,588,200	304,777,977,922
第16特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	113,418,744,150	18,864,043,768	399,332,678,304
第17特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月19日	60,006,398,151	28,552,421,280	430,786,655,175
第18特定期間	2016年 7月20日～2017年 1月17日	44,673,725,324	32,127,487,250	443,332,893,249
第19特定期間	2017年 1月18日～2017年 7月18日	46,236,819,478	45,661,607,651	443,908,105,076
第20特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月17日	32,638,718,547	80,485,372,146	396,061,451,477
第21特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	31,201,653,254	49,732,247,172	377,530,857,559
第22特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	27,873,729,182	43,265,156,084	362,139,430,657
第23特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	14,394,086,703	36,638,020,556	339,895,496,804
第24特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	9,218,587,419	45,009,131,638	304,104,952,585
第25特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	10,186,872,359	49,526,567,592	264,765,257,352
第26特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	6,575,587,102	40,532,055,570	230,808,788,884

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 参考情報

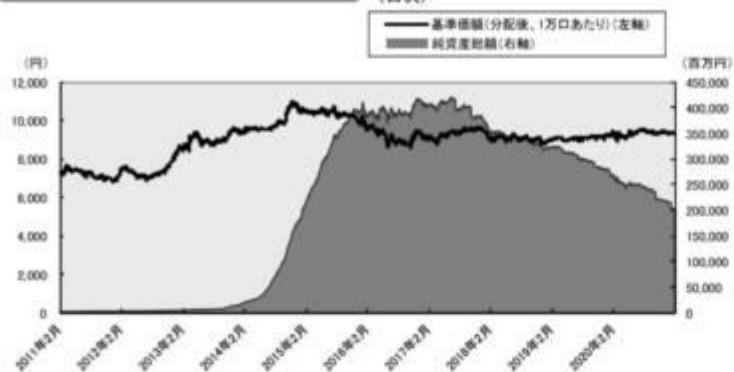
< 更新後 >



## 運用実績 (2021年2月26日現在)

### 基準価額・純資産の推移

(日次)



### 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2021年2月	18 円
2021年1月	18 円
2020年12月	18 円
2020年11月	18 円
2020年10月	18 円
直近1年間累計	216 円
設定来累計	3,384 円

### 主要な資産の状況

#### 実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	1.4
2	US TREASURY BOND	国債証券	1.2
3	US TREASURY BOND	国債証券	1.2
4	US TREASURY N/B	国債証券	1.1
5	US TREASURY BOND	国債証券	1.1
6	US TREASURY N/B	国債証券	1.0
7	US TREASURY N/B	国債証券	1.0
8	SPANISH GOVERNMENT	国債証券	1.0
9	US TREASURY N/B	国債証券	1.0
10	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	0.9

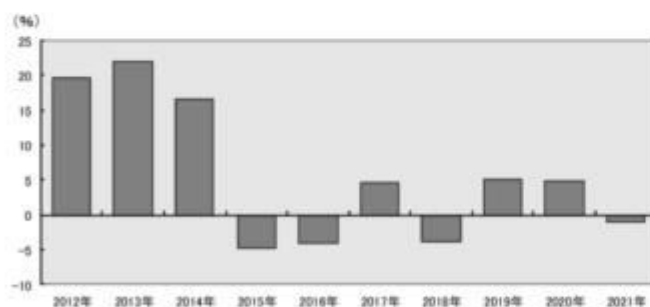
#### 実質的な国/地域別投資比率(上位)

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	アメリカ	42.7
2	フランス	10.2
3	イタリア	10.2
4	ドイツ	6.9
5	イギリス	6.6

※ 上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

### 年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2021年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2020年7月18日から2021年1月18日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1 財務諸表

## 野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)

## (1) 貸借対照表

	前期 (2020年 7月17日現在)	当期 (2021年 1月18日現在)
(単位:円)		
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	117,839,789	137,837,605
親投資信託受益証券	249,010,863,643	214,634,882,317
未収入金	924,086,048	767,391,233
流動資産合計	250,052,789,480	215,540,111,155
<b>資産合計</b>	250,052,789,480	215,540,111,155
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	476,577,463	415,455,819
未払解約金	419,717,951	358,719,121
未払受託者報酬	6,734,862	6,292,063
未払委託者報酬	60,613,769	56,628,571
未払利息	136	91
その他未払費用	448,980	419,460
流動負債合計	964,093,161	837,515,125
<b>負債合計</b>	964,093,161	837,515,125
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	264,765,257,352	230,808,788,884
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	15,676,561,033	16,106,192,854
(分配準備積立金)	4,717,952,320	4,188,089,475
元本等合計	249,088,696,319	214,702,596,030
<b>純資産合計</b>	249,088,696,319	214,702,596,030
<b>負債純資産合計</b>	250,052,789,480	215,540,111,155

## (2) 損益及び剰余金計算書

	前期 自 2020年 1月18日 至 2020年 7月17日	当期 自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日
(単位:円)		
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	7,711,310,656	414,418,855
<b>営業収益合計</b>	7,711,310,656	414,418,855

	前期 自 2020年 1月18日 至 2020年 7月17日	当期 自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日
営業費用		
支払利息	22,214	22,236
受託者報酬	42,214,550	39,012,385
委託者報酬	379,930,905	351,111,463
その他費用	2,814,237	2,600,762
営業費用合計	424,981,906	392,746,846
営業利益又は営業損失（ ）	7,286,328,750	21,672,009
経常利益又は経常損失（ ）	7,286,328,750	21,672,009
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,286,328,750	21,672,009
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	24,230,602	100,672,309
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	23,145,977,724	15,676,561,033
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,020,042,442	2,483,880,272
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,020,042,442	2,483,880,272
剰余金減少額又は欠損金増加額	842,075,333	391,218,180
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	842,075,333	391,218,180
分配金	2,970,648,566	2,644,638,231
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,676,561,033	16,106,192,854

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2020年 7月18日から2021年 1月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2020年 7月17日現在	当期 2021年 1月18日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 264,765,257,352口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 230,808,788,884口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 15,676,561,033円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 16,106,192,854円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9408円 (10,000口当たり純資産額) (9,408円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9302円 (10,000口当たり純資産額) (9,302円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 1月18日 至 2020年 7月17日			当期 自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2020年 1月18日から2020年 2月17日まで			2020年 7月18日から2020年 8月17日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	568,274,693円	費用控除後の配当等収益額	A	535,355,914円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	104,286,346,700円	収益調整金額	C	94,160,633,931円
分配準備積立金額	D	4,986,931,314円	分配準備積立金額	D	4,596,380,700円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	109,841,552,707円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	99,292,370,545円
当ファンドの期末残存口数	F	287,476,754,311口	当ファンドの期末残存口数	F	259,032,470,573口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,820円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,833円
10,000口当たり分配金額	H	18円	10,000口当たり分配金額	H	18円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	517,458,157円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	466,258,447円
2020年 2月18日から2020年 3月17日まで			2020年 8月18日から2020年 9月17日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	487,529,381円	費用控除後の配当等収益額	A	477,166,040円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	103,216,447,643円	収益調整金額	C	93,011,594,263円
分配準備積立金額	D	4,969,036,670円	分配準備積立金額	D	4,591,101,291円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	108,673,013,694円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,079,861,594円
当ファンドの期末残存口数	F	284,469,125,703口	当ファンドの期末残存口数	F	255,808,204,449口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,820円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,834円
10,000口当たり分配金額	H	18円	10,000口当たり分配金額	H	18円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	512,044,426円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	460,454,768円
2020年 3月18日から2020年 4月17日まで			2020年 9月18日から2020年10月19日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	609,109,198円	費用控除後の配当等収益額	A	497,197,415円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	99,757,067,673円	収益調整金額	C	92,180,547,075円
分配準備積立金額	D	4,768,243,935円	分配準備積立金額	D	4,554,452,313円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	105,134,420,806円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	97,232,196,803円
当ファンドの期末残存口数	F	274,887,663,532口	当ファンドの期末残存口数	F	253,479,235,178口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,824円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,835円
10,000口当たり分配金額	H	18円	10,000口当たり分配金額	H	18円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	494,797,794円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	456,262,623円
2020年 4月18日から2020年 5月18日まで			2020年10月20日から2020年11月17日まで		

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	476,174,358円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	98,296,003,471円
分配準備積立金額	D	4,719,570,640円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	103,491,748,469円
当ファンドの期末残存口数	F	270,596,747,406口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,824円
10,000口当たり分配金額	H	18円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	487,074,145円

2020年 5月19日から2020年 6月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	522,180,719円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	97,435,770,788円
分配準備積立金額	D	4,655,242,296円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	102,613,193,803円
当ファンドの期末残存口数	F	268,164,767,685口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,826円
10,000口当たり分配金額	H	18円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	482,696,581円

2020年 6月18日から2020年 7月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	572,191,761円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	96,218,138,095円
分配準備積立金額	D	4,622,338,022円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	101,412,667,878円
当ファンドの期末残存口数	F	264,765,257,352口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,830円
10,000口当たり分配金額	H	18円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	476,577,463円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	421,355,329円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	86,254,635,135円
分配準備積立金額	D	4,293,490,192円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,969,480,656円
当ファンドの期末残存口数	F	237,121,270,553口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,836円
10,000口当たり分配金額	H	18円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	426,818,286円

2020年11月18日から2020年12月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	472,347,271円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	84,774,271,429円
分配準備積立金額	D	4,198,117,851円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,444,736,551円
当ファンドの期末残存口数	F	232,993,493,589口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,838円
10,000口当たり分配金額	H	18円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	419,388,288円

2020年12月18日から2021年 1月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	408,960,305円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	84,001,048,606円
分配準備積立金額	D	4,194,584,989円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,604,593,900円
当ファンドの期末残存口数	F	230,808,788,884口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,838円
10,000口当たり分配金額	H	18円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	415,455,819円

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

前期	当期
自 2020年 1月18日 至 2020年 7月17日	自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日

<p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>
---	---

## (2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2020年 7月17日現在	当期 2021年 1月18日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2020年 1月18日 至 2020年 7月17日	当期 自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

前期 自 2020年 1月18日 至 2020年 7月17日	当期 自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日
期首元本額 304,104,952,585円	期首元本額 264,765,257,352円
期中追加設定元本額 10,186,872,359円	期中追加設定元本額 6,575,587,102円
期中一部解約元本額 49,526,567,592円	期中一部解約元本額 40,532,055,570円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	前期 自 2020年 1月18日 至 2020年 7月17日	当期 自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,529,335,744	1,090,846,120
合計	3,529,335,744	1,090,846,120

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2021年1月18日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(2021年1月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	日本円	外国債券マザーファンド	87,267,689,497	214,634,882,317	

親投資信託受益証券	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	87,267,689,497	214,634,882,317 100.0%	
合計				214,634,882,317	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 外国債券マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2021年 1月18日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		432,319,637
コール・ローン		677,901,021
国債証券		572,986,585,867
派生商品評価勘定		1,890,760
未収入金		622,914,209
未収利息		5,163,734,905
前払費用		255,874,794
その他未収収益		21,504,439
流動資産合計		580,162,725,632
資産合計		580,162,725,632
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		1,471,000
前受収益		11,493
未払金		256,846,310
未払解約金		1,006,190,273
未払利息		452
その他未払費用		8,285,970
流動負債合計		1,272,805,498
負債合計		1,272,805,498
純資産の部		
元本等		
元本		235,370,900,307
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		343,519,019,827
元本等合計		578,889,920,134
純資産合計		578,889,920,134
負債純資産合計		580,162,725,632

### 注記表



## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

2021年 1月18日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.4595円
(10,000口当たり純資産額)	(24,595円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	179,379,875,653円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	188,423,309,641円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

## （金融商品に関する注記）

## (1) 金融商品の状況に関する事項

自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

### 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

#### 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

#### 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

#### 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

2021年 1月18日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 1月18日現在	
期首	2020年 7月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	239,276,409,935円
同期中における追加設定元本額	17,004,545,419円
同期中における一部解約元本額	20,910,055,047円
期末元本額	235,370,900,307円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	80,345,102円
バランスセレクト50	80,463,454円
バランスセレクト70	69,972,480円
野村外国債券インデックスファンド	287,961,386円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,680,213,351円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	23,475,160,287円

野村世界6資産分散投信（成長コース）	1,610,540,927円
野村資産設計ファンド2015	20,134,414円
野村資産設計ファンド2020	20,500,254円
野村資産設計ファンド2025	36,897,623円
野村資産設計ファンド2030	37,381,792円
野村資産設計ファンド2035	26,529,418円
野村資産設計ファンド2040	46,392,644円
野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	87,267,689,497円
のむラップ・ファンド（保守型）	5,567,535,130円
のむラップ・ファンド（普通型）	12,681,683,922円
のむラップ・ファンド（積極型）	2,678,034,933円
野村外国債券インデックス（野村SMA向け）	572,097,792円
野村資産設計ファンド2045	5,881,995円
野村インデックスファンド・外国債券	823,399,120円
マイ・ロード	8,955,904,354円
ネクストコア	272,219,954円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	172,355,226円
野村外国債券インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	8,295,943,931円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	816,124,673円
野村資産設計ファンド2050	7,625,837円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	4,853,482円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,979,660円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,299,151円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	913,677円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	572,510,505円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	431,633,141円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	1,889,002円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	1,316,536円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	5,365,523円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	1,504,104円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	3,810,981円
野村6資産均等バランス	1,243,547,026円
野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	6,525,411,996円
世界6資産分散ファンド	63,543,974円
野村資産設計ファンド2060	2,431,672円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	3,780,022,389円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	1,915,738,493円
野村外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	8,165,561円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	1,282,413,524円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	229,216,445円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	1,453,903,746円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	1,238,441,872円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	2,647,266円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	9,515,140円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	254,601円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	3,238,600,897円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	12,668,519円

野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	68,608,513円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	14,643,317円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	167,043,826円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	171,267,835円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	1,842,178,712円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	95,512,444円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	1,274,940,115円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券(適格機関投資家専用)	983,698,929円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	5,374,705円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	3,299,448円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	6,633,563円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	5,483,301円
野村外国債券パッシブファンド(確定拠出年金向け)	583,076,926円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	5,215,503,409円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	6,074,542,935円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	4,476,509,932円
野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	17,519,419,807円
マイバランスDC30	1,819,553,554円
マイバランスDC50	1,319,986,452円
マイバランスDC70	843,286,643円
野村DC外国債券インデックスファンド	6,814,464,701円
野村DC運用戦略ファンド	4,999,440,042円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	564,090,824円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	187,242,356円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	295,424,758円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	143,339,813円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	12,041,710円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	29,283,339円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	12,172,188円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	5,494,512円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	3,644,017円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	2,079,845円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	77,402,001円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	53,019,231円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	26,070,299円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	31,740,989円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	796,937円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1)株式(2021年1月18日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(2021年1月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	38,800,000.00	44,897,357.92	
		US TREASURY BOND	45,100,000.00	48,478,973.18	
		US TREASURY BOND	70,700,000.00	90,346,865.42	
		US TREASURY BOND	12,000,000.00	16,324,687.20	
		US TREASURY BOND	46,200,000.00	62,045,153.94	
		US TREASURY BOND	48,000,000.00	63,986,246.40	
		US TREASURY BOND	28,200,000.00	37,792,404.84	
		US TREASURY BOND	100,000.00	144,531.25	
		US TREASURY BOND	500,000.00	609,648.40	
		US TREASURY BOND	3,700,000.00	5,141,265.44	
		US TREASURY N/B	8,100,000.00	8,253,456.93	
		US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,766,628.86	
		US TREASURY N/B	70,500,000.00	72,171,618.45	
		US TREASURY N/B	5,300,000.00	5,376,394.20	
		US TREASURY N/B	14,000,000.00	14,256,484.20	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,330,277.20	
		US TREASURY N/B	32,800,000.00	33,467,529.20	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,562.50	
		US TREASURY N/B	6,800,000.00	6,923,781.08	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,568,906.25	
		US TREASURY N/B	400,000.00	410,359.36	
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,974,648.34	
		US TREASURY N/B	500,000.00	510,429.65	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,334,378.89	
		US TREASURY N/B	32,800,000.00	33,486,750.00	
		US TREASURY N/B	26,200,000.00	26,793,592.44	
		US TREASURY N/B	8,300,000.00	8,475,402.24	
		US TREASURY N/B	200,000.00	204,765.62	
		US TREASURY N/B	900,000.00	919,968.75	
		US TREASURY N/B	33,400,000.00	34,163,240.10	
US TREASURY N/B	17,700,000.00	18,211,639.74			

US TREASURY N/B	100,000.00	102,351.56	
US TREASURY N/B	100,000.00	102,875.00	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,027,031.20	
US TREASURY N/B	900,000.00	921,304.62	
US TREASURY N/B	32,400,000.00	33,313,780.44	
US TREASURY N/B	100,000.00	102,406.25	
US TREASURY N/B	900,000.00	924,820.29	
US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,647,249.92	
US TREASURY N/B	100,000.00	103,093.75	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,549,687.50	
US TREASURY N/B	7,100,000.00	7,292,199.13	
US TREASURY N/B	100,000.00	103,468.75	
US TREASURY N/B	20,000,000.00	20,771,874.00	
US TREASURY N/B	49,700,000.00	51,326,894.71	
US TREASURY N/B	100,000.00	104,531.25	
US TREASURY N/B	400,000.00	415,500.00	
US TREASURY N/B	20,000,000.00	20,570,312.00	
US TREASURY N/B	16,100,000.00	16,942,733.57	
US TREASURY N/B	400,000.00	411,843.72	
US TREASURY N/B	100,000.00	105,164.06	
US TREASURY N/B	15,000,000.00	15,502,734.00	
US TREASURY N/B	400,000.00	423,656.24	
US TREASURY N/B	34,800,000.00	36,088,685.76	
US TREASURY N/B	9,200,000.00	9,519,125.00	
US TREASURY N/B	9,100,000.00	9,656,663.38	
US TREASURY N/B	800,000.00	823,750.00	
US TREASURY N/B	100,000.00	106,023.43	
US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,418,250.00	
US TREASURY N/B	47,100,000.00	50,179,897.26	
US TREASURY N/B	6,500,000.00	6,891,522.95	
US TREASURY N/B	10,900,000.00	11,244,031.25	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,067,343.70	
US TREASURY N/B	35,200,000.00	36,341,247.36	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,072,578.10	
US TREASURY N/B	10,600,000.00	11,027,312.50	

US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,074,765.60	
US TREASURY N/B	42,600,000.00	45,695,154.12	
US TREASURY N/B	9,200,000.00	9,712,468.52	
US TREASURY N/B	29,300,000.00	31,550,146.24	
US TREASURY N/B	43,000,000.00	45,596,795.80	
US TREASURY N/B	800,000.00	857,124.96	
US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,390,187.50	
US TREASURY N/B	800,000.00	862,624.96	
US TREASURY N/B	400,000.00	426,750.00	
US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,802,664.02	
US TREASURY N/B	20,900,000.00	22,470,764.58	
US TREASURY N/B	17,700,000.00	18,763,382.37	
US TREASURY N/B	3,800,000.00	4,049,671.78	
US TREASURY N/B	300,000.00	317,250.00	
US TREASURY N/B	42,700,000.00	45,582,250.00	
US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,575,874.88	
US TREASURY N/B	34,200,000.00	36,724,921.02	
US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,459,742.13	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,087,187.50	
US TREASURY N/B	16,900,000.00	18,043,389.78	
US TREASURY N/B	1,900,000.00	2,087,179.64	
US TREASURY N/B	32,700,000.00	35,796,281.25	
US TREASURY N/B	34,500,000.00	38,179,100.70	
US TREASURY N/B	8,050,000.00	8,658,781.25	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,108,515.60	
US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,527,616.88	
US TREASURY N/B	5,200,000.00	5,777,687.24	
US TREASURY N/B	27,000,000.00	28,959,608.70	
US TREASURY N/B	700,000.00	774,812.50	
US TREASURY N/B	29,200,000.00	32,708,561.04	
US TREASURY N/B	100,000.00	112,156.25	
US TREASURY N/B	50,600,000.00	54,980,062.50	
US TREASURY N/B	10,000,000.00	11,171,093.00	
US TREASURY N/B	10,000,000.00	11,061,718.00	
US TREASURY N/B	15,000,000.00	16,617,187.50	

US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,116,562.40	
US TREASURY N/B	8,600,000.00	9,441,187.50	
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,905,750.00	
US TREASURY N/B	300,000.00	325,734.36	
US TREASURY N/B	21,100,000.00	22,202,804.16	
US TREASURY N/B	12,000,000.00	12,549,374.40	
US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,594,531.00	
US TREASURY N/B	5,600,000.00	5,933,812.08	
US TREASURY N/B	13,000,000.00	14,054,218.10	
US TREASURY N/B	30,000,000.00	31,795,311.00	
US TREASURY N/B	100,000.00	106,757.81	
US TREASURY N/B	200,000.00	210,468.74	
US TREASURY N/B	11,300,000.00	12,403,515.06	
US TREASURY N/B	17,000,000.00	16,833,983.10	
US TREASURY N/B	38,000,000.00	42,052,342.80	
US TREASURY N/B	8,700,000.00	9,563,882.16	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,100,156.20	
US TREASURY N/B	500,000.00	567,695.30	
US TREASURY N/B	30,600,000.00	35,077,639.86	
US TREASURY N/B	9,900,000.00	11,369,531.25	
US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,403,437.44	
US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,236,500.00	
US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,770,390.54	
US TREASURY N/B	11,700,000.00	17,199,913.77	
US TREASURY N/B	16,600,000.00	15,961,937.50	
US TREASURY N/B	38,300,000.00	54,158,593.75	
US TREASURY N/B	15,100,000.00	21,623,671.12	
US TREASURY N/B	200,000.00	305,140.62	
US TREASURY N/B	100,000.00	146,820.31	
US TREASURY N/B	100,000.00	131,742.18	
US TREASURY N/B	100,000.00	144,117.18	
US TREASURY N/B	100,000.00	148,585.93	
US TREASURY N/B	100,000.00	146,726.56	
US TREASURY N/B	100,000.00	151,179.68	
US TREASURY N/B	100,000.00	147,132.81	



US TREASURY N/B	200,000.00	277,781.24	
US TREASURY N/B	100,000.00	145,578.12	
US TREASURY N/B	100,000.00	154,882.81	
US TREASURY N/B	100,000.00	148,515.62	
US TREASURY N/B	100,000.00	137,507.81	
US TREASURY N/B	300,000.00	379,289.04	
US TREASURY N/B	100,000.00	126,640.62	
US TREASURY N/B	100,000.00	124,226.56	
US TREASURY N/B	200,000.00	239,359.36	
US TREASURY N/B	600,000.00	717,046.86	
US TREASURY N/B	290,000.00	367,371.07	
US TREASURY N/B	100,000.00	136,359.37	
US TREASURY N/B	13,700,000.00	18,717,625.00	
US TREASURY N/B	15,200,000.00	20,053,311.36	
US TREASURY N/B	25,000,000.00	31,769,530.00	
US TREASURY N/B	37,100,000.00	46,244,567.53	
US TREASURY N/B	39,900,000.00	45,769,661.07	
US TREASURY N/B	23,400,000.00	29,233,545.12	
US TREASURY N/B	17,500,000.00	21,422,460.50	
US TREASURY N/B	3,700,000.00	4,632,226.47	
US TREASURY N/B	51,500,000.00	59,108,316.45	
US TREASURY N/B	28,200,000.00	32,370,514.92	
US TREASURY N/B	34,500,000.00	37,809,843.75	
US TREASURY N/B	14,200,000.00	17,439,375.00	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,513,437.40	
US TREASURY N/B	1,700,000.00	2,138,414.02	
US TREASURY N/B	11,400,000.00	13,722,750.00	
US TREASURY N/B	9,300,000.00	11,205,046.41	
US TREASURY N/B	9,500,000.00	11,977,421.40	
US TREASURY N/B	5,100,000.00	6,572,226.18	
US TREASURY N/B	10,500,000.00	13,251,327.60	
US TREASURY N/B	6,100,000.00	8,225,945.16	
US TREASURY N/B	2,470,000.00	3,123,392.06	
US TREASURY N/B	100,000.00	123,757.81	
US TREASURY N/B	11,250,000.00	12,316,113.00	

小計	US TREASURY N/B	300,000.00	337,054.68	
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,037,343.70	
	US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,896,984.32	
	US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,101,132.13	
	US TREASURY N/B	8,300,000.00	7,868,788.44	
	銘柄数：176	2,112,860,000.00	2,372,053,185.08 (246,290,282,206)	
	組入時価比率：42.5%		43.1%	
カナダドル	CANADA GOVERNMENT	18,650,000.00	19,331,471.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	301,473.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	300,693.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	12,000,000.00	12,173,760.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	310,185.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,460,000.00	4,600,222.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,151,843.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	531,080.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,800,000.00	7,305,920.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	17,000,000.00	17,609,280.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,700,000.00	3,995,667.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	316,020.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,700,000.00	9,821,463.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	205,872.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	110,132.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	11,380,000.00	16,050,352.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,126,960.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	15,854,064.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	6,008,446.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,800,000.00	7,184,688.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,950,000.00	14,482,026.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,706,549.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	458,028.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	143,214.00	
小計	銘柄数：24	115,340,000.00	141,079,408.40 (11,476,809,873)	
	組入時価比率：2.0%		2.0%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	44,400,000.00	45,772,630.44	

	MEX BONOS DESARR FIX RT	300,000.00	315,270.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	87,300,000.00	97,561,242.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	68,000,000.00	81,236,200.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	51,300,000.00	53,556,174.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	112,300,000.00	127,619,966.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	45,300,000.00	55,063,962.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	68,100,000.00	79,602,771.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	11,679,800.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	56,300,000.00	77,892,739.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	25,800,000.00	31,495,866.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	52,200,000.00	58,761,540.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	43,000,000.00	49,569,970.00	
	MEXICAN FIXED RATE BONDS	122,700,000.00	134,769,999.00	
小計	銘柄数：14	787,000,000.00	904,898,129.44	
			(4,741,666,198)	
	組入時価比率：0.8%		0.8%	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	800,000.00	844,804.00	
	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	650,160.00	
	BELGIUM KINGDOM	4,200,000.00	4,505,720.94	
	BELGIUM KINGDOM	1,900,000.00	1,948,450.00	
	BELGIUM KINGDOM	4,000,000.00	4,457,600.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	1,045,404.50	
	BELGIUM KINGDOM	1,700,000.00	1,812,028.47	
	BELGIUM KINGDOM	6,700,000.00	8,516,349.90	
	BELGIUM KINGDOM	3,300,000.00	3,594,393.00	
	BELGIUM KINGDOM	2,000,000.00	2,179,088.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	1,099,100.00	
	BELGIUM KINGDOM	6,500,000.00	7,244,822.00	
	BELGIUM KINGDOM	5,200,000.00	5,921,448.00	
	BELGIUM KINGDOM	3,100,000.00	4,610,435.32	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	118,220.00	
	BELGIUM KINGDOM	500,000.00	618,649.20	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	132,250.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,600,000.00	2,903,958.40	
	BELGIUM KINGDOM	4,000,000.00	7,306,322.80	

BELGIUM KINGDOM	5,200,000.00	6,880,380.00
BELGIUM KINGDOM	3,900,000.00	5,348,974.80
BELGIUM KINGDOM	1,200,000.00	1,927,857.60
BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	1,651,695.30
BELGIUM KINGDOM GOVT	11,500,000.00	16,592,602.50
BELGIUM KINGDOM GOVT	12,000,000.00	20,857,524.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14,450,000.00	15,408,511.85
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,650,000.00	4,706,404.50
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,700,000.00	5,802,885.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	16,300,000.00	18,279,635.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,200,000.00	4,291,854.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,300,000.00	6,033,233.80
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14,600,000.00	16,966,806.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,900,000.00	7,882,215.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	450,000.00	505,324.80
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	979,380.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	15,100,000.00	18,606,416.30
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,000,000.00	5,618,195.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,000,000.00	4,494,572.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	22,400,000.00	30,202,592.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,600,000.00	8,462,220.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,000,000.00	2,230,508.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,000,000.00	5,586,500.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,300,000.00	13,145,550.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,000,000.00	2,367,440.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,400,000.00	6,799,140.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	1,208,183.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,700,000.00	3,066,684.23
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,700,000.00	10,189,614.12
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,000,000.00	19,717,356.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,200,000.00	4,784,215.68
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8,800,000.00	12,890,866.56
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	5,411,292.00
BUNDESobligation	750,000.00	759,502.50
BUNDESobligation	1,000,000.00	1,017,160.00

BUNDESobligation	2,000,000.00	2,058,180.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	414,416.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	310,995.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	390,000.00	408,462.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,300,000.00	8,740,979.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,580,000.00	2,766,250.20	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	25,100,000.00	30,412,666.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,700,000.00	1,833,841.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	10,800,000.00	11,628,252.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,100,000.00	8,621,964.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,700,000.00	2,842,425.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,100,000.00	9,848,202.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,800,000.00	22,156,992.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,042,770.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	743,057.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,200,000.00	29,927,310.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	216,498.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	18,200,000.00	26,495,924.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	652,332.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,300,000.00	10,365,051.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	18,600,000.00	30,516,462.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,400,000.00	10,413,440.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,400,000.00	16,259,095.40	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13,200,000.00	22,789,681.20	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,800,000.00	7,147,077.24	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,300,000.00	10,740,116.10	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,130,000.00	2,022,104.49	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,800,000.00	9,681,708.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,600,000.00	19,879,036.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,850,000.00	16,577,083.50	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	200,000.00	201,558.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	16,200,000.00	17,180,100.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	10,200,000.00	10,395,840.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,900,000.00	1,940,489.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	918,585.00	

BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	407,752.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	8,200,000.00	8,974,736.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,100,000.00	3,193,223.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	32,400,000.00	35,767,656.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,900,000.00	1,914,535.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,026,700.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,740.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000.00	1,221,726.88	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	564,650.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	18,700,000.00	23,533,950.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	14,700,000.00	16,866,780.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	320,130.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,800,000.00	6,616,640.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	4,700,000.00	4,981,530.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,100,600.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	16,800,000.00	20,331,360.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	850,240.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	3,202,542.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000.00	7,844,900.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	3,289,800.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	11,900,000.00	14,601,300.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	2,219,800.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	18,100,000.00	25,540,910.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	22,500,000.00	31,911,750.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,800,000.00	7,705,880.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	29,900,000.00	42,227,770.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,102,522.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	16,000,000.00	24,564,800.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	551,650.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	10,900,000.00	17,150,060.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,675,520.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	17,900,000.00	27,360,150.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	8,200,000.00	10,846,960.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,700,000.00	3,882,600.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	646,400.00	

BUONI POLIENNALI DEL TES	5,000,000.00	8,249,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	265,220.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	10,100,000.00	16,812,460.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	8,800,000.00	14,905,440.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,500,000.00	7,729,700.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,800,000.00	4,071,760.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000.00	10,938,900.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	11,000,000.00	13,586,100.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,915,970.20	
FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	504,357.00	
FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	103,940.90	
FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	105,043.40	
FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	407,817.00	
FINNISH GOVERNMENT	700,000.00	762,195.00	
FINNISH GOVERNMENT	3,600,000.00	4,367,700.00	
FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	107,418.95	
FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	2,124,706.00	
FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	4,132,425.00	
FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,606,316.00	
FINNISH GOVERNMENT	800,000.00	896,112.00	
FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	236,621.00	
FINNISH GOVERNMENT	4,000,000.00	4,173,272.00	
FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	634,669.60	
FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	409,066.20	
FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	503,521.90	
FRANCE (GOVT OF)	4,200,000.00	4,260,060.00	
FRANCE (GOVT OF)	2,600,000.00	2,639,000.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,570,000.00	1,661,060.00	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	102,165.00	
FRANCE (GOVT OF)	10,100,000.00	11,106,010.50	
FRANCE (GOVT OF)	1,800,000.00	1,850,130.00	
FRANCE (GOVT OF)	11,000,000.00	11,564,256.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,800,000.00	1,909,443.60	
FRANCE (GOVT OF)	13,300,000.00	13,963,537.00	
FRANCE (GOVT OF)	7,700,000.00	8,477,992.60	

FRANCE (GOVT OF)	4,300,000.00	4,703,632.40	
FRANCE (GOVT OF)	11,600,000.00	12,732,624.00	
FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	2,159,590.00	
FRANCE (GOVT OF)	8,500,000.00	10,833,496.50	
FRANCE (GOVT OF)	10,100,000.00	11,992,295.60	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	120,020.00	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	131,630.70	
FRANCE (GOVT OF)	10,400,000.00	15,070,244.80	
FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	2,648,548.00	
FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	553,253.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	700,000.00	732,373.60	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	700,000.00	706,226.50	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	26,600,000.00	27,969,900.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	10,900,000.00	13,191,869.97	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	25,600,000.00	29,141,760.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	3,000,000.00	3,284,325.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	9,500,000.00	12,577,886.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	6,000,000.00	6,485,700.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34,100,000.00	41,651,445.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	3,400,000.00	4,174,180.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	27,000,000.00	40,614,588.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	13,000,000.00	15,473,770.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	20,400,000.00	35,104,564.80	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	13,300,000.00	22,727,252.80	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	300,000.00	514,488.30	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	5,900,000.00	11,146,221.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	28,550,000.00	49,127,983.50	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	5,800,000.00	12,494,824.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	7,400,000.00	16,870,090.80	
IRISH GOVERNMENT	4,630,000.00	5,807,047.86	
IRISH GOVERNMENT	6,500,000.00	7,163,858.00	
IRISH TSY 0.8% 2022	1,200,000.00	1,221,053.28	
IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	676,890.00	
IRISH TSY 1.3% 2033	3,200,000.00	3,790,988.80	
IRISH TSY 1.35% 2031	2,000,000.00	2,342,580.00	



IRISH TSY 1.5% 2050	1,500,000.00	2,000,157.00	
IRISH TSY 1.7% 2037	3,400,000.00	4,352,146.20	
IRISH TSY 1% 2026	4,600,000.00	4,996,934.00	
IRISH TSY 2.4% 2030	5,500,000.00	6,941,935.00	
IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	2,290,288.00	
IRISH TSY 2022	8,200,000.00	8,299,990.80	
IRISH TSY 3.4% 2024	6,100,000.00	6,892,021.56	
NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	604,141.68	
NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	104,480.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	218,010.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	3,500,000.00	4,078,900.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	425,152.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	102,247.40	
NETHERLANDS GOVERNMENT	7,700,000.00	8,446,900.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	1,500,000.00	1,567,275.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	1,900,000.00	2,026,160.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	2,500,000.00	2,732,127.75	
NETHERLANDS GOVERNMENT	12,300,000.00	17,691,090.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	1,000,000.00	1,103,400.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	2,400,000.00	2,566,924.80	
NETHERLANDS GOVERNMENT	8,900,000.00	12,104,783.20	
NETHERLANDS GOVERNMENT	3,700,000.00	6,328,250.60	
NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	571,257.50	
NETHERLANDS GOVERNMENT	1,500,000.00	2,785,321.50	
NETHERLANDS GOVERNMENT	6,900,000.00	12,244,131.42	
REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	1,770,080.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	101,184.20	
REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	215,248.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	915,615.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	150,000.00	160,269.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	1,300,000.00	1,331,330.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	762,937.70	
REPUBLIC OF AUSTRIA	1,300,000.00	1,418,661.40	
REPUBLIC OF AUSTRIA	5,400,000.00	6,974,100.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	2,162,948.00	

	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,600,000.00	11,065,600.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	9,600,000.00	10,380,480.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	9,300,000.00	12,649,441.50	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	683,654.80	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,200,000.00	5,604,333.44	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,100,000.00	9,763,920.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	2,376,820.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	950,000.00	2,301,469.05	
	REPUBLIC OF IRELAND	4,450,000.00	4,897,221.44	
	SPANISH GOVERNMENT	16,000,000.00	23,895,499.20	
	SPANISH GOVERNMENT	27,800,000.00	45,572,540.00	
	SPANISH GOVERNMENT	2,500,000.00	3,970,165.00	
小計	銘柄数：241	1,426,650,000.00	1,897,900,334.08 (237,920,785,880)	
	組入時価比率：41.1%		41.5%	
英ポンド	UK TREASURY	4,650,000.00	4,868,623.47	
	UK TREASURY	400,000.00	412,435.44	
	UK TREASURY	1,400,000.00	1,406,361.32	
	UK TREASURY	16,300,000.00	16,656,089.80	
	UK TREASURY	2,300,000.00	2,443,211.80	
	UK TREASURY	1,600,000.00	1,657,184.96	
	UK TREASURY	7,450,000.00	8,217,776.14	
	UK TREASURY	13,850,000.00	16,759,192.50	
	UK TREASURY	200,000.00	205,896.44	
	UK TREASURY	200,000.00	219,009.80	
	UK TREASURY	160,000.00	173,233.79	
	UK TREASURY	400,000.00	430,288.80	
	UK TREASURY	12,130,000.00	15,600,029.10	
	UK TREASURY	200,000.00	222,888.40	
	UK TREASURY	7,900,000.00	11,500,139.02	
	UK TREASURY	6,800,000.00	9,756,805.92	
	UK TREASURY	5,550,000.00	7,931,480.58	
	UK TREASURY	12,300,000.00	18,758,730.00	
	UK TREASURY	2,350,000.00	3,589,411.62	
	UK TREASURY	100,000.00	168,665.64	

	UK TREASURY	600,000.00	969,613.20	
	UK TREASURY	500,000.00	822,352.00	
	UK TREASURY	400,000.00	434,221.60	
	UK TREASURY	570,000.00	994,126.74	
	UK TREASURY	18,440,000.00	29,109,088.96	
	UK TREASURY	6,300,000.00	11,282,241.60	
	UK TREASURY	8,200,000.00	9,462,229.28	
	UK TREASURY	16,100,000.00	19,704,912.36	
	UK TREASURY	5,350,000.00	10,014,376.10	
	UK TREASURY	6,750,000.00	12,183,601.50	
	UK TREASURY	1,000,000.00	1,228,783.60	
	UK TREASURY	700,000.00	907,821.60	
	UK TREASURY	750,000.00	1,556,368.50	
	UK TREASURY	100,000.00	164,629.00	
	UK TREASURY	200,000.00	417,454.00	
	UK TSY 3 1/4% 2044	27,450,000.00	41,363,208.18	
	UNITED KINGDOM(GOVERNMENT)	7,500,000.00	15,278,641.50	
小計	銘柄数：37	197,150,000.00	276,871,124.26	
			(39,033,291,098)	
	組入時価比率：6.7%		6.8%	
スウェーデンク ローナ	SWEDISH GOVERNMENT	36,050,000.00	37,953,440.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	7,900,000.00	8,318,581.50	
	SWEDISH GOVERNMENT	33,950,000.00	38,054,555.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	12,000,000.00	12,848,853.60	
	SWEDISH GOVERNMENT	16,800,000.00	17,877,555.36	
	SWEDISH GOVERNMENT	18,900,000.00	20,236,702.50	
	SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	20,470,794.91	
小計	銘柄数：7	138,700,000.00	155,760,482.87	
			(1,925,199,568)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
ノルウェークロー ネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	10,300,000.00	10,688,209.06	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	37,800,000.00	40,770,399.60	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,918,512.40	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,884,396.98	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,600,000.00	10,127,040.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	7,200,000.00	7,769,880.00	

小計	NORWEGIAN GOVERNMENT	22,000,000.00	23,412,290.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	2,700,000.00	2,787,655.50	
	銘柄数：8	99,000,000.00	105,358,383.54	(1,275,890,024)
	組入時価比率：0.2%			0.2%
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	400,000.00	405,880.00	
	KINGDOM OF DENMARK	27,770,000.00	29,427,869.00	
	KINGDOM OF DENMARK	29,300,000.00	32,648,990.00	
	KINGDOM OF DENMARK	15,700,000.00	16,836,680.00	
	KINGDOM OF DENMARK	26,300,000.00	28,548,650.00	
	KINGDOM OF DENMARK	35,800,000.00	68,155,653.36	
	小計	銘柄数：6	135,270,000.00	176,023,722.36
	組入時価比率：0.5%			0.5%
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	38,300,000.00	39,387,720.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	33,100,000.00	35,650,047.17	
	POLAND GOVERNMENT BOND	48,300,000.00	54,554,850.00	
	小計	銘柄数：3	119,700,000.00	129,592,617.17
	組入時価比率：0.6%			0.6%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	13,340,000.00	14,472,566.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	80,000.00	83,192.80	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,700,000.00	7,514,267.75	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,200,000.00	7,816,680.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	19,600,000.00	22,077,784.96	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,780,000.00	15,331,414.53	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,100,000.00	15,222,110.97	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	3,648,659.52	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,000,000.00	15,521,800.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	2,413,039.86	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,100,000.00	12,040,913.97	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	13,300,000.00	15,369,480.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	25,222,123.74	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	5,676,947.49	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,700,000.00	10,594,780.35	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,524,027.31	

小計	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,250,000.00	13,450,881.27		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	867,370.00		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	460,860.84		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,300,000.00	6,345,160.00		
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	2,746,500.00		
	銘柄数：21	171,050,000.00	198,400,561.36 (15,844,268,830)		
	組入時価比率：2.7%		2.8%		
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	407,440.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,100,000.00	3,244,925.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	309,150.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	4,100,000.00	4,347,640.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,450,000.00	1,523,515.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,900,000.00	2,079,170.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,192,950.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	758,800.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,900,000.00	4,558,320.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	564,450.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	348,600.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,850,000.00	3,353,737.50		
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,200,000.00	1,521,000.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,920,000.00	2,207,203.20		
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,750,000.00	3,491,125.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,000,000.00	1,299,500.00		
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,000,000.00	1,146,895.00		
	小計	銘柄数：17	28,470,000.00	32,354,420.70 (2,523,644,814)	
	組入時価比率：0.4%		0.4%		
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	1,100,000.00	1,126,615.49		
	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	429,024.60		
	MALAYSIA GOVERNMENT	2,600,000.00	2,932,729.28		
	MALAYSIA GOVERNMENT	2,700,000.00	2,850,914.07		
	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	457,449.92		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,700,000.00	2,769,630.30		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	516,947.65		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	13,500,000.00	13,997,410.20		

	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,651,387.95	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,309,043.66	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	5,800,000.00	6,246,599.42	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	651,872.28	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	15,600,000.00	17,282,619.12	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	5,019,454.68	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	7,000,000.00	7,452,521.30	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,394,760.50	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	280,000.00	305,686.58	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	12,700,000.00	14,555,166.47	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,400,000.00	4,950,280.28	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	800,000.00	846,302.16	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	2,498,429.97	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	9,700,000.00	11,298,774.37	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,100,000.00	4,624,726.61	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	349,165.92	
小計	銘柄数：24	99,980,000.00	109,517,512.78	
			(2,810,219,377)	
	組入時価比率：0.5%		0.5%	
新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	2,600,000.00	2,747,961.32	
	ISRAEL FIXED BOND	9,800,000.00	9,907,175.74	
	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	5,111,859.50	
	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	5,458,668.00	
	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	5,200,181.50	
	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	5,574,986.50	
	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	5,344,188.50	
	ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	8,686,934.10	
	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	5,479,726.00	
	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	5,624,596.00	
	ISRAEL FIXED BOND	5,500,000.00	5,597,474.30	
	ISRAEL FIXED BOND	6,000,000.00	10,155,949.20	
	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	6,871,236.50	
小計	銘柄数：13	70,400,000.00	81,760,937.16	
			(2,599,180,192)	
	組入時価比率：0.4%		0.5%	

合計		572,986,585,867	(572,986,585,867)
----	--	-----------------	-------------------

(注1)外貨建有利証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有利証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3)貸付有利証券の明細(2021年 1月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	1,445,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	10,227,000	
		US TREASURY N/B	5,500,000	
		US TREASURY N/B	1,034,000	
		US TREASURY N/B	6,400,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	7,586,000	
		US TREASURY N/B	18,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	835,000	
		US TREASURY BOND	5,000,000	
		US TREASURY BOND	2,000,000	
		US TREASURY BOND	40,000,000	
		US TREASURY N/B	18,600,000	
		US TREASURY BOND	36,000,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	1,000,000	
		US TREASURY BOND	32,000,000	
		US TREASURY N/B	9,945,000	
		US TREASURY N/B	9,980,000	
		US TREASURY N/B	3,655,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	10,200,000	
		US TREASURY N/B	8,400,000	
		US TREASURY N/B	17,000,000	
		US TREASURY N/B	1,700,000	
US TREASURY N/B	1,300,000			
US TREASURY N/B	12,500,000			
US TREASURY N/B	250,000			
US TREASURY N/B	25,000,000			
US TREASURY N/B	75,000			

US TREASURY N/B	20,600,000
US TREASURY N/B	29,000,000
US TREASURY N/B	17,000,000
US TREASURY N/B	85,000
US TREASURY N/B	40,000,000
US TREASURY N/B	19,600,000
US TREASURY N/B	16,000,000
US TREASURY N/B	11,540,000
US TREASURY N/B	5,000,000
US TREASURY N/B	6,900,000
US TREASURY N/B	425,000
US TREASURY N/B	22,000,000
US TREASURY N/B	950,000
US TREASURY N/B	20,600,000
US TREASURY N/B	2,000,000
US TREASURY N/B	1,098,000
US TREASURY N/B	340,000
US TREASURY N/B	5,000,000
US TREASURY N/B	15,045,000
US TREASURY N/B	7,820,000
US TREASURY N/B	36,000,000
US TREASURY N/B	7,369,000
US TREASURY N/B	8,611,000
US TREASURY N/B	1,020,000
US TREASURY N/B	7,395,000
US TREASURY N/B	6,826,000
US TREASURY N/B	19,700,000
US TREASURY N/B	3,341,000
US TREASURY N/B	33,000,000
US TREASURY N/B	35,000,000
US TREASURY N/B	1,550,000
US TREASURY BOND	38,000,000
US TREASURY BOND	335,000
US TREASURY N/B	30,000,000
US TREASURY N/B	2,000,000
US TREASURY N/B	4,186,000
US TREASURY N/B	1,339,000
US TREASURY N/B	41,000,000
US TREASURY N/B	17,000,000
US TREASURY N/B	765,000
US TREASURY N/B	1,105,000
US TREASURY N/B	85,000
US TREASURY N/B	12,000,000
US TREASURY N/B	155,000
US TREASURY N/B	12,750,000
US TREASURY N/B	26,000,000
US TREASURY N/B	680,000
US TREASURY N/B	36,000,000
US TREASURY N/B	210,000



		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	8,415,000	
		US TREASURY N/B	1,300,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	2,000,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	23,000,000	
		US TREASURY N/B	16,000,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,600,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	510,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,000,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,260,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,160,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,700,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,000,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,000,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,020,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,100,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,000,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,300,000	
		FRANCE (GOVT OF)	1,700,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	11,500,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	17,000,000	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	5,000,000	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,000,000	
		SPANISH GOVERNMENT	18,000,000	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,700,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2021年 1月18日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	251,000,940	-	249,944,000	1,056,940
米ドル	124,352,640	-	124,584,000	231,360
ユーロ	126,648,300	-	125,360,000	1,288,300
売建	636,295,700	-	634,819,000	1,476,700
米ドル	300,895,300	-	301,078,000	182,700
ユーロ	264,492,900	-	263,256,000	1,236,900
英ポンド	70,907,500	-	70,485,000	422,500
合計	-	-	-	419,760

(注) 時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 2 ファンドの現況

## 純資産額計算書

## 野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

2021年2月26日現在

資産総額	200,150,180,212円
負債総額	478,464,169円
純資産総額（ - ）	199,671,716,043円
発行済口数	215,340,279,987口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9272円

## （参考）外国債券マザーファンド

2021年2月26日現在

資産総額	567,986,385,864円
負債総額	869,262,630円
純資産総額（ - ）	567,117,123,234円
発行済口数	230,818,792,876口
1口当たり純資産額（ / ）	2.4570円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1 委託会社等の概況

< 更新後 >

##### (1) 資本金の額

2021年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### (a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

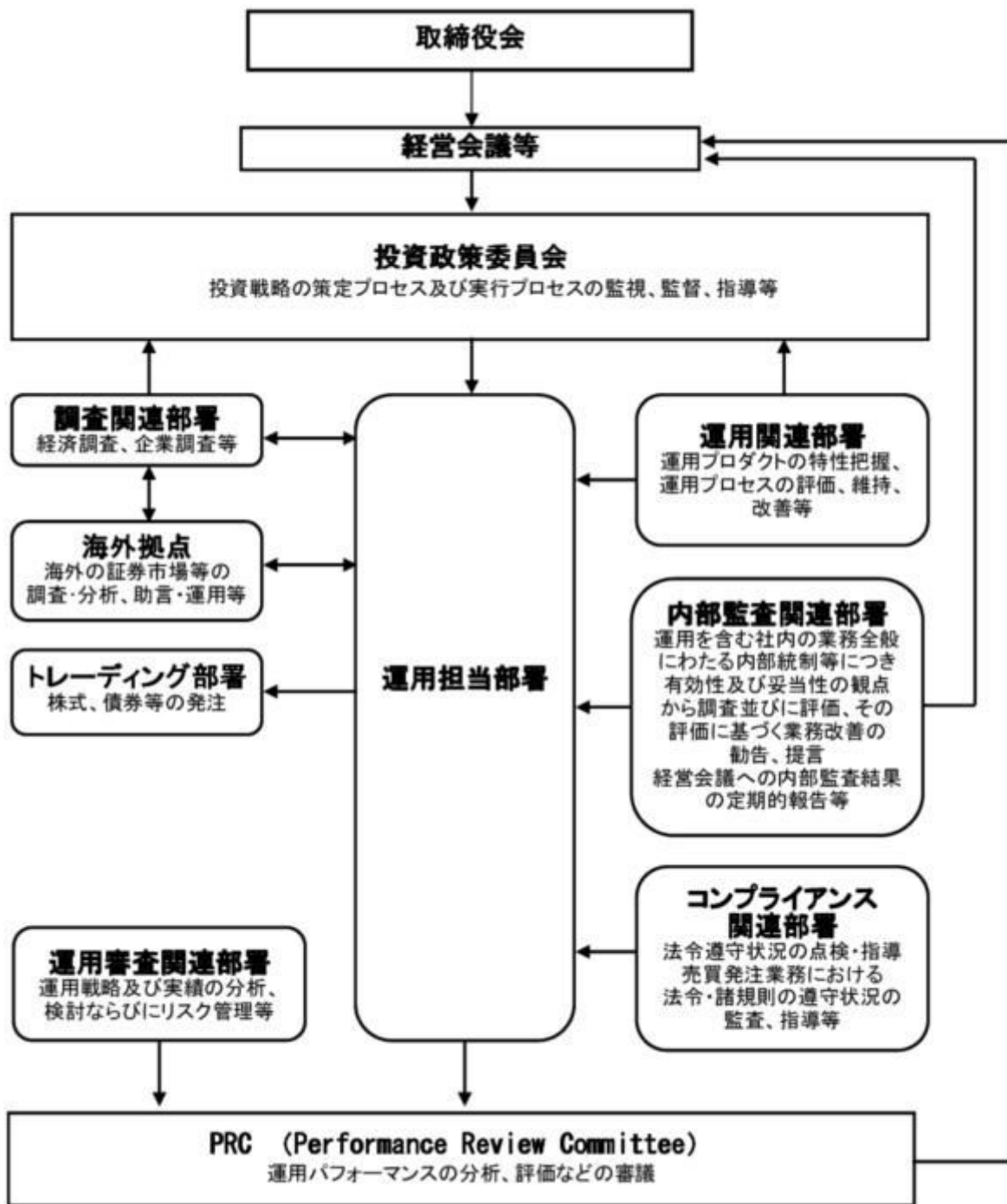
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2 事業の内容及び営業の概況

## &lt; 更新後 &gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2021年1月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	999	35,039,893
単位型株式投資信託	191	827,799
追加型公社債投資信託	14	6,309,670
単位型公社債投資信託	491	1,670,742
合計	1,695	43,848,104

### 3 委託会社等の経理状況

#### < 更新後 >

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

#### (1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		1,562	2,626
金銭の信託		45,493	41,524
有価証券		19,900	24,399
前払費用		27	106
未収入金		500	522
未収委託者報酬		25,246	23,936
未収運用受託報酬		5,933	4,336
その他		269	71

貸倒引当金			15		14
流動資産計			98,917		97,509
固定資産					
有形固定資産			714		645
建物	2	320		295	
器具備品	2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	
その他		0		0	
投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		0	
投資損失引当金		707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

区分	注記 番号	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			86,924		85,270
資本剰余金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729

資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10
その他有価証券評価差額金			33		10
純資産合計			86,958		85,281
負債・純資産合計			124,679		120,536

## (2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			119,196		115,736
運用受託報酬			21,440		17,170
その他営業収益			355		340
営業収益計			140,992		133,247
営業費用					
支払手数料			42,675		39,435
広告宣伝費			1,210		1,006
公告費			0		-
調査費			30,082		26,833
調査費		5,998		5,696	
委託調査費		24,083		21,136	
委託計算費			1,311		1,342
営業雑経費			5,435		5,823
通信費		92		75	
印刷費		970		958	
協会費		86		92	
諸経費		4,286		4,696	
営業費用計			80,715		74,440
一般管理費					
給料			11,113		11,418
役員報酬		379		109	
給料・手当		7,067		7,173	
賞与		3,666		4,134	
交際費			107		86
旅費交通費			514		391
租税公課			1,048		1,029
不動産賃借料			1,223		1,227
退職給付費用			1,474		1,486
固定資産減価償却費			2,835		2,348

諸経費			10,115		10,067
一般管理費計			28,433		28,055
営業利益			31,843		30,751

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		34
当期純利益			25,672		23,996

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本剰余金		利益剰余金	
				その他利益剰余金



	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券  時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法  (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)  時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産  定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  主な耐用年数は以下の通りであります。  建物 38～50年  附属設備 8～15年  構築物 20年  器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産  定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>

4．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
5．消費税等の会計処理方法	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理してまいります。</p>
6．連結納税制度の適用	<p>連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p>

#### [ 未適用の会計基準等 ]

- ・ 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

##### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されま

す。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

## (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

## (1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

## (2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

## (1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

## (2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

## [注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 761百万円 器具備品 2,347 合計 3,109

## 損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう 清算配当です。	

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、

親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## （２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-

(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-



未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
其他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

## 其他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上してありました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

## 注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

## 有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

## 2．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

## 3．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

## 4．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

## 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

## 当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

## 3. 子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

## 4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

## 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

## 退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
年金資産の期末残高	17,413

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

## 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

## 税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	百万円		百万円
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462
未払事業税	288	未払事業税	285
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97
その他	633	その他	219
繰延税金資産小計	4,625	繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	1,295	評価性引当額	1,532
繰延税金資産合計	3,329	繰延税金資産合計	3,222
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	620	前払年金費用	478
繰延税金負債合計	635	繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	1.3%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

## セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域



ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### （３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### （１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### （２）地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### （３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

### （ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等  役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息 の支払	1	未払費用	-

### （イ）子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
(\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-----	-------	--------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入(*2)	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## 1株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,882円89銭	1株当たり純資産額	16,557円31銭
1株当たり当期純利益	4,984円30銭	1株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,672百万円	損益計算書上の当期純利益	23,996百万円
普通株式に係る当期純利益	25,672百万円	普通株式に係る当期純利益	23,996百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,307
金銭の信託		40,828
有価証券		10,500
未収委託者報酬		24,249
未収運用受託報酬		4,560
その他		894
貸倒引当金		14
流動資産計		83,326
固定資産		
有形固定資産	1	2,998
無形固定資産		5,462
ソフトウェア		5,461
その他		0
投資その他の資産		15,942
投資有価証券		1,701
関係会社株式		10,171
前払年金費用		1,429
繰延税金資産		2,003
その他		636
固定資産計		24,403
資産合計		107,730

		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,513
未払収益分配金		0
未払償還金		0
未払手数料		6,651
関係会社未払金		4,007
その他未払金	2	853
未払費用		9,953
未払法人税等		1,444
賞与引当金		2,005
その他		147
流動負債計		25,063
固定負債		
退職給付引当金		3,350
時効後支払損引当金		579
資産除去債務		1,371
固定負債計		5,300
負債合計		30,364
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		77,365
資本剰余金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,455

利益準備金		685
その他利益剰余金		45,770
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,163
評価・換算差額等		0
その他有価証券評価差額金		0
純資産合計		77,366
負債・純資産合計		107,730

## 中間損益計算書

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,814
運用受託報酬		7,648
その他営業収益		178
営業収益計		60,641
営業費用		
支払手数料		16,811
調査費		11,994
その他営業費用		3,835
営業費用計		32,641
一般管理費	1	13,883
営業利益		14,115
営業外収益	2	6,145
営業外費用	3	33
経常利益		20,227
特別利益	4	2,228
特別損失	5	445
税引前中間純利益		22,011
法人税、住民税及び事業税		5,226
法人税等調整額		739
中間純利益		16,045

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当中間期変動額									
剰余金の配当							23,950	23,950	23,950
中間純利益							16,045	16,045	16,045
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	7,905	7,905	7,905
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,163	46,455	77,365

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当中間期変動額			
剰余金の配当			23,950
中間純利益			16,045
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10	10	10
当中間期変動額合計	10	10	7,915
当中間期末残高	0	0	77,366

## [重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの...移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	<p>連結納税制度を適用しております。</p> <p>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p>

## [注記事項]

## 中間貸借対照表関係

2020年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	648百万円

## 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## 中間損益計算書関係

		自 2020年4月 1日	至 2020年9月30日
1	減価償却実施額		
	有形固定資産	180百万円	
	無形固定資産	1,125百万円	
2	営業外収益のうち主要なもの		
	受取配当金	4,540百万円	
	金銭信託運用益	1,360百万円	
3	営業外費用のうち主要なもの		
	時効後支払損引当金繰入	10百万円	
	為替差損	9百万円	
4	特別利益の内訳		
	投資有価証券等売却益	71百万円	
	株式報酬受入益	26百万円	
	移転補償金	2,130百万円	
5	特別損失の内訳		
	投資有価証券等評価損	36百万円	
	固定資産除却損	2百万円	
	事務所移転費用	406百万円	

## 中間株主資本等変動計算書関係

		自 2020年4月 1日	至 2020年9月30日										
1	発行済株式に関する事項												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当中間会計期間末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>5,150,693株</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,150,693株</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株		
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末									
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株									
2	配当に関する事項												
	配当金支払額 2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 ・普通株式の配当に関する事項												
	(1) 配当金の総額	23,950百万円											
	(2) 1株当たり配当額	4,650円											
	(3) 基準日	2020年3月31日											
	(4) 効力発生日	2020年6月30日											

## 金融商品関係

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりで



す。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,307	2,307	-
(2)金銭の信託	40,828	40,828	-
(3)未収委託者報酬	24,249	24,249	-
(4)未収運用受託報酬	4,560	4,560	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	10,500	10,500	-
資産計	82,445	82,445	-
(6)未払金	11,513	11,513	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	0	0	-
未払手数料	6,651	6,651	-
関係会社未払金	4,007	4,007	-
その他未払金	853	853	-
(7)未払費用	9,953	9,953	-
(8)未払法人税等	1,444	1,444	-
負債計	22,911	22,911	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

    その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ます。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,701百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（5）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当中間会計期間において、非上場株式について35百万円（投資有価証券35百万円）減損処理を行っております。

#### 有価証券関係

当中間会計期間末（2020年9月30日）

##### 1．満期保有目的の債券(2020年9月30日)

該当事項はありません。

##### 2．子会社株式及び関連会社株式(2020年9月30日)

該当事項はありません。

##### 3．その他有価証券(2020年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	10,500	10,500	-
小計	10,500	10,500	-
合計	10,500	10,500	-

#### 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
期首残高	-
有形固定資産の取得に伴う増加 時の経過による調整額	1,371
中間期末残高	1,371

#### セグメント情報等

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 1 株当たり情報

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
1 株当たり純資産額	15,020円52銭	
1 株当たり中間純利益	3,115円15銭	
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。		
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		
中間純利益	16,045百万円	
普通株主に帰属しない金額	-	
普通株式に係る中間純利益	16,045百万円	
期中平均株式数	5,150千株	

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

## (1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 <sup>*</sup>	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 2021年1月末現在

## (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

\* 2021年1月末現在

## 独立監査人の監査報告書

2021年3月12日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）の2020年7月18日から2021年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）の2021年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 津村 健二郎

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。



## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 津村健二郎指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水永真太郎

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。